

1974年3月11日

伊方行政訴訟を支援する会

(ごまかし)と(居直り)いっそう明白に

国側第1回準備書面を提出

さる2月28日、第1回公判での取りきめに従って、国側は準備書面を松山地裁に提出し、訴状の各項目についての認否を求めた原告側の準備書面に答えてきた。それは本文42頁に、表や式からなる15項目の附録をつけた大部なもので、さきに提出された答弁書と同様に、なみなみならぬ決意と体制で取りくんでいる科学技術庁原子力局の必死の姿勢がうかがえる。原告側が提示した認否請求52項目、および質問82項目のすべてについて、一応、何らかの回答がよせられてきている。しかし、その内容は、予想されていた以上のものではなかった。原告側の準備書面は、国側の答弁書が、さり気なくふれなかった事項について認否を迫っていたが、明白な事実を除いて、云いのがれに終始しているといえる。そして、どうしても、云いのがれやごまかしで通り抜けられないと観念した事項については、居直りや、対象外の問題であるとして切りすてる姿勢を明白に打ち出してきている。以下に、このような国側の態度が端的にあらわれている、いくつかの例をあげておこう。

原発の危険性の根源が「極めて毒性の強い「死の灰」やプルトニウムなどの放射性物質

を大量に生み出す」ことにあるという主張を認めるかという問に対し、「核分裂生成物、プルトニウム等の放射性物質を産み出すことは認める」と答え、肝心の毒性や産出量については、空とほけている。また、使用済燃料の再処理の必要性を認めるかと問うたのに対し、「燃え残りのウラン及びプルトニウムを回収することは必ずしも経済的に引き合うとは限らず」原発の経済性と関係ないと云いながら、「再処理を行う主たる理由は、資源の有効利用を図ることにある」と、わけのわからないことをのべてごまかそうとしている。

さらに、ごまかしの度がすぎて、あちらこちらで、見えすいたウソを平気でのべている。使用済燃料の再処理は、操作そのものや環境へのタレ流しの大きさで、きわめて危険なものであるということは常識となっているのに、その事実を否認し、一方で、「近い将来において」タレ流しは「原発の場合と同程度になるものと考えられる」と、現状を認めながら希望的予測でごまかしている。また、「突然変異により生じたいわゆる好ましくない遺伝子は、次第に集団中から消滅するものである」と云ったり、ECCSの蓄圧注入系からの注入水が原子炉に入らないのは、「破断した配

管側に接続されている蓄圧注入系からの注入水が、すべて破断口から流出する」からであると、全く、アメリカでの実験結果を理解していないとしか云いようのないことをのべたりで、この準備書面作成スタッフの知識の程度をさらけ出している。

ごまかし切れないために、居直っているところも多いが、その最たるものは、原子力三原則の評価である。答弁書においては、「原子力基本法二条（自主、民主、公開の三原則）は、他の原子力関係法令の制定、適用についての指針の意義を有するものである」と認めておきながら、伊方原発設置許可までの過程は、三原則に違反しているのではないかという原告側の追及に窮するや、「原子力三原則とよばれる基本方針は、規制法24条による原子炉設置の許可手続も規定している」という原告側の主張や、「原子力委員会が地域住民の利害や意見を調査する前提手続として右知識、情報を普及さすべき法的義務がある」という主張に対して、「争う」とのべ、原子力三原則は、住民参加と関係ないという居直りの姿勢をむき出しにしている。

また、ごまかしきれない時には、居直りとともに、「そんなことはこの裁判の対象外の問題である」と、一方向的に切りすてるという態度を、一そう鮮明にしている。たとえば保内町の取水問題について、海水淡水化方式に変更したから関係ないとして認否そのものを否定したり、原発からの放射性廃棄物の最終処理や、使用済燃料の再処理法、さらに、温排水の被害調査などは、安全審査の対象外で審査はやらなかったとうそがいている。

今回の国側の準備書面によって、原告側が期待していた通り、彼我の見解の相違点は、かなりはっきりしてきたといえる。行政側の安全性に対する基本的な考え方、さらには、住民の意志を無視し、企業と一体となっている姿勢を、一そう明白にさせるために、第2回公判（8月28日）に向けて、原告団、弁護団および協力研究者集団の合同作業が進行中である。（なお、国側の準備書面は、第2回公判後に作成予定の資料3にのせることにしていますが、それまでに検討されたい方は、事務局までご連絡下さい。）

（強制執行停止決定）闘い取る —— 伊方「土地裁判」——

前号で報告したように、さる2月2日、松山地裁は全く一方向的な判決を下した。これに対し、「被告」の田村、久保の両氏は、高松高裁に控訴を提起し、同時に判決に含まれていた強制執行の停止の申立てを行った。さる2月21日、高松高裁第4部の合田裁判長は、この申立てを認め、つぎの決定を行った。

決 定 主 文

「申請人らは各自保証として金5万円をそれ

ぞれ供託するときは、前示判決正本に基づく強制執行は、前示控訴事件の終局判決をなすに至るまで、これを停止する」

行政裁判がようやく始った段階で、一方で四電に原発建設促進をそそのかすような判決を出した松山地裁の暴走に、一応の歯止めがかけられたという点で、今回の決定の意義は大きい。それとともに、「土地裁判」と「行政裁判」を伊方訴訟斗争の両輪として、お互

に相補って行くための、体制と戦術の強化が一そう重要になるだろう。なお、「土地裁判」の梶村、梶本両陪席裁判官は、ともに「行政裁判」にも参加している事実と、判決文の「主文」とを報告しておこう。

判決主文

1. 被告田村好太郎は、原告（注：四電）

に対し、別紙目録（１）記載の土地をその地上立木を収去して引渡せ。

2. 被告久保与十一は、原告に対し、別紙目録（２）記載の土地を引渡せ。
3. 訴訟費用は被告両名の負担とする。
4. この判決は仮に執行することができる。

伊方原発の建設中止を求め 県庁で座り込み

伊方原発反対八西連絡協議会を中心に住民、愛媛地評、支援学生約150名は県知事に伊方原発の建設中止の申し入れをするため2月26日県庁を訪れた。

県民談話室で意志統一のあと西園寺秋重連絡協副会長が「県民のため公正であるべき知事は、四電の伊方原発建設にあたり、漁業権放棄、里道の用途廃止等でみられるように、四電と完全にゆ着し、一方地元住民に対しては反対は一握りであるとか、無知だから反対する。といって住民をさげすんできた。

今日、各地の原発で運転中の事故が相ついでおり更に伊方原発の基礎調査は、汚職とねつ造で有名な日本分析化学が行なっていることなど伊方原発の安全性は地元住民が信頼し納得できるものではない。県民の生活と生命を預る立場の知事として速やかに原発建設を中止せよ」との要求書を読み上げ確認し三階知事室へ面会を求めた。

しかし、白石知事は上京中、副知事も庁外で会議中のため帰庁は午後2時なので、それまで商工労働部長が会う。（数分後部長も不在だと判る）

直接責任者と会うまでこの場で待つはかな

い。担当課長と会っても仕方がない。と副知事室前の廊下に座り込んだ。

庁内は県幹部職員等が住民の座り込んでい廊下を遠まきにして成り行きを見守っています。県は庁舎管理規則をたてに午後1時前第1回の退去通告を発してきました。県の要請で警察は警備課長、署員を配し何時でも排除できる態勢をとっています。

座り込み中でも副知事前で「県知事が親なら県民は子供である。親と子がなぜ会えないのか」「どんな小さな会議でも出席するのに私たちとはどうして会わないのか」と怒号の中で県職員、警備員の間で小ぜり合いとなります。

庁舎管理責任者にも「住民は争いにきたのではなく話し合いにきている。副知事が帰るまで待つのにどういうことで悪いのか規則の条項で具体的に例を明示してもらいたい」これに対し県側は支障があります。の一点張りで何一つ答えず、ただ時間を費やすのみです。

副知事も帰る気配もありません。連絡も受けておりもうとくに会議も終り会場はでているのに・・・県は逃げの一手で住民の声を聞こうとする姿勢是一片もありません。

二回目の退去通告で小ぜり合いの最中、私服警官が写真を撮っており学生ともみ合い庁外数百メートルまで警官を追いかける一幕もあり住民の感情も高ぶってきた。

こうした中で県は再度退去命令を発したため「まだ副知事と会うということで話し合いを続けている最中である」と激しくつめ寄る。警察はこれ以上長びけば不退去罪になると警告し排除の構えを敷く。協議会の指示で不満をぶつかけ一応庁外へ退去する。夕方から県庁前で座り込みが始まった。八幡浜の座り込みと違い県庁、そして県警本部の目の前の行動です。用意したテントは翌

早朝、道交法違反だとして署員50名もの大動員をかけ撤去された。しかし学生たちによる高さ150cm、巾2m以上にも及ぶ大看板が据えられ県都松山の中心で道行く県民にこれほど目につく所はないでしょう。

今回の建設中止の申し入れそのものは不発に終わりましたが県に及ぼした影響は大きく、今後は動員が可能であれば波状攻撃をかける必要があると思います。

世論に対し知事自ら会わなくてはならないようにするためにも・・・

(支援する会会員)

四斗俵をかつげたら五斗俵

——伊方原発阻止斗争のねばり——

八幡浜駅前のタクシーは四電前の座り込みしている所といったらすぐの前までつれていってくれました。場所は玄関前ときいていたから軒下かと思っていたのに、なんのなんの、ビシヤリと閉めて針金でがんじがらめの鉄門の前の道路なのにまづむらむらと会社に対する怒りがこみあげて来ました。雪の日も風の日もあるのに——。

時刻は午後5時を廻っていましたから、座り込みの女の人達は引き上げて、年輩の男の方と学生たちが大きな金だらいのような火鉢代用2個のまわりにたき火を囲んでいました。

今日でまる15日間の座り込みと云うのに激刺としていて、慰問どころか尋ねられてナイキの斗争など話すのが恥かしい位でした。

連れられて夜の懇談会を傍聴しました。大阪から来られた3名の弁護士を囲んで活潑な質問討論がありました。10名ばかりの年輩の

幹部らしい人々の真剣な発言を、10数名の青年たちが後を囲んで熱心にきき入っているのには打たれました。あと先見ずに飛びこんだ私もその中で伊方の斗いというものが浸みこむようにわかって来たのです。

その時話し合われたうちで、去る18日富田という原子力発電建設所々長の誠意のない回答を不満とした住民たちが、鉄門を越えてなだれ込み機動隊に暴力で排除された件と、里道斗争についての二つが深く教えられました。鉄門を越えるという非合法の是非については、「非合法というのは向うの都合が悪いということで、要するに力関係じゃけん、やるべき時にはやってこちらの意気を盛りあげることが大切や。行為だけをぬき出して判断することは間違っている」という発言。里道斗争では座り込みなど重ねた結果、里道の復旧を約束させ、道の上に建てた現場事務所や飯

場など取りのけさせることに成功したけれど、その先にデンと居すわった原子炉の円陣はいくら里道の上にあるといつてもものけないだろう。だったら今までの里道の斗争は本来の目的から外れているのではないかという問題です。「それは原発阻止という本来の道すじから外れてることはわかるで。それでもわしら若い時米俵をかつぐのに、やっと4斗俵がかつげるようになったら、よしこんどは5斗俵やと思った。斗争もそれと同じで一つ一つ積み重ね、あれこれより合わせていかなければ力も自信もつかんのとちがうか。座り込みは座り込み、里道は里道でとことんやり抜かな、裁判斗争や云うて住民が手えつかねていたらあかん。ナァ先生。」

宿をとってくれると云うのを断って座り込みの人たちや、八幡浜の町民の人たちとの話の輪の中にはいました。「オレは電力危機のこの際やっばり原発は賛成や。」と云い張る若者を、あすは3時に出漁やと云いながら必死になって説得する頼もしい若者もあり、入れ代り立ち代りねむくなる間もありません。

翌日は午前中九町の現場に案内して貰い、瀬戸内ではここだけ残っているという美しい海と、見事に作られた段々畑を無残につぶして行く工事に胸の炎をあふられる思いでした。

午後は座り込みの女の人たちと一緒におし

ゃべりをしました。「うちらはな、何も欲得でしてるんやない。孫子の末まで害を残さんようにと思う一念や。会社が悪かったとあやまらなんだら50日が100日でも座るで。そりゃまあ女は忙しい。座り込むより内職すれば金になる。けんども忙しいゆうてほっとくわけには行かん。金にならんでもせんならんきに。」

今日は私ら九町のもの当番ですけどな、八西連ちゅうて三崎や瀬戸などの人達と代りばんこにしていますよって、そのつもりになったら大したことありません。ここへ座ってたら通りがかりの人らも声かけてはげましてくれますきに。」あとは賑やかに昼めしのうどんやラーメンの品定めです。

4時が来て女の人たちが帰っていく頃にはその日のピラが刷れて来て、学生たちと一緒にピラまきをしました。

斗う住民の人たちと応援の学生たちとピタリ息が合っている、力強い斗いの中から抜けて帰るのがとてもつらく思いました。

(支援する会会員 関久子)

(なお、四電営業所前での座り込みに対しさる2月20日に、四電の要請を受けた裁判所の執行吏が、住民の激しい抗議行動の中で、テントや旗などを撤収し、住民側は40日間に及んだ抗議行動を一応打ち切った。)

日本原電東海2号原発反対行政訴訟に参加して

2月21日午後2時から、水戸地裁で、「東海2号原発反対行政訴訟」の裁判が始った。開廷前から、「傍聴制限はけしからん」とトラブルが起った。「傍聴席があいているのに入れないとは何ごとだ」と中からも抗議の声が上がり、裁判所側も制限しすぎたことを認

め追加を認めた。石崎裁判長が着席すると、新聞社のフラッシュが激しく光る。これまで写真をとらせたことのない裁判長だったので、それだけ、この裁判の持つ意味の大きさを感じているのだろう。司法修習性も2人ばかり横で傍聴していたのも、国を相手の重要

な行政裁判であるからだろう。

まず、矢田部弁護士長が、この訴訟を起すに至った経過をのべた後、原告団を代表して寺沢さん、相沢さん、塩谷さんの3人が、堂々と、国の不当性をすどく迫及し、訴訟に当っての決意と、正義は我々にあるということを強く主張した。永年にわたる苦しい闘いをふまえ、「この裁判はあくまで住民の為にあるべきであり、公正な裁判であってほしい」とのべる原告の切々として自信にみちた言葉に、私も伊方裁判での緊張を思い起していた。

原告の陳述後、矢田部、宮沢両弁護士からこんごの公判の計画がのべられた。「今日は原告の決意表明のみとし、訴状は次回にしたい」と弁護士が云うと、国側は「それじや困る。もっと早くしてくれ」とビックリ。「時間が2時から3時という予定で、もうすぎているから」ということで、国も次回に訴状を読むことを認めた。伊方と東海とを組み合わせやっけていきたいという国側は、ベースのくずれるのにオタオタしたのがよくわかる。「書面によらず、できるだけ口頭で裁判を進めたい」という原告側のこんごの裁判の展開が面白く行きそうである。伊方では、日程をできるだけ遅らそうとしている国が、東海ではできるだけ早くしようと焦っているのが面白い。住民運動は、各地各地の独自性の上にある。それを、同じパターンでとらえようとする国側は、きっとボロを出すことだろう。

公判後、裁判所の庭で報告集会を持った。小林さん(社会党県本部)の司会で、原告、弁護士が、それぞれ、胸をはって報告する。伊方行政訴訟原告団代表の川口さん、それに兵庫県浜坂町の火力・原子力反対町民協議会からの激励電報も読みあげられ、拍手を受け

た。伊方の公判の時もそうだったが、各地からの激励文は、涙がこぼれる程、うれしい気持ちにさせられる。各地で斗っている人々の思いが我々の思いと同じなのだと連帯感で一杯になる。伊方行政訴訟を支援する会からも「東海-伊方の闘いは重要だ。ともに車の両輪となってがんばりましょう。支援の輪を更に広げ、お互に助けあい、はげまし合って勝利を勝ちとりましょう」とあいさつを送った。

水戸は梅のシーズン。春を思わせるような暖い日ざしだった。「原告、弁護士、支援の会が、勝利のために一丸となって闘うことしかないのだ」と、決意をあらたにして帰路についた。

(伊方訴訟を支援する会会員)

会計報告 ('73, 2/7~'74, 3/5)

収入

会費	78,400
カンパ	24,400
前月より繰越	373,461
計	476,261

支出

ニュース代	6,000
原告団旅費補助	30,000
為替手数料	930
郵送料	2,575
会場費	8,400
事務用品	4,710
資料費	270
計	52,885

繰越金 423,376